

船舶事故等調査報告書

平成29年8月24日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	平成29年4月30日 08時05分ごろ
発生場所	佐賀県玄海町値賀埼東北東方沖 値賀埼灯台から真方位060° 100m付近 (概位 北緯33° 31.1′ 東経129° 49.8′)
事故の概要	プレジャーボートたいこう2は、漂流中、乗り揚げた。
事故調査の経過	平成28年5月1日、主管調査官（長崎事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート たいこう2、1.38トン
船舶番号、船舶所有者等	290-62662佐賀、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、二級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	右舷中央部外板に破口
気象・海象	気象：天気 晴れ、風 南西、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の中央期
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、友人2人を乗せ、値賀埼東北東沖で釣りをしながら漂流中、陸岸に近づいたので潮上りしようと、船長が船外機を始動しようとしたが、船外機が始動せず、潮に圧流されて陸岸近くの岩場に乗り揚げた。 本船は、レンタルボートであり、出発前から船外機の始動が悪く、スロットルを少し回しながら船外機を始動していた。 船外機の燃料油は、残っていた。
分析	本船は、値賀埼東北東沖で釣りをしながら漂流中、潮上りを行う際、船外機が始動しなかったことから、潮に圧流されて陸岸近くの岩場に乗り揚げたものと考えられる。 船外機が始動しなかった状況については、明らかにすることができなかった。
原因	本事故は、本船が値賀埼東北東沖で釣りをしながら漂流中、潮上りを行う際、船外機が始動しなかったため、潮に圧流されて陸岸近くの岩場に乗り揚げたものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・機関が始動できない状態で船体が圧流された際には、投錨して安全を確保すること。 ・レンタルボート業者は、船外機等の整備を十分に行うこと。